

議案第 99 号

久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童クラブ条例（平成22年久喜市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の低学年の」を「に就学している」に改める。

第 3 条第 1 号中「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 3 第 2 項」に改める。

第 4 条第 1 号中「放課後」を「授業の終了時」に改める。

第 6 条第 1 号中「の第 1 学年から第 3 学年までの」を「に就学している」に改める。

第 7 条の見出しを「（支援員）」に改め、同条第 1 項中「放課後児童クラブ指導員（以下「指導員）」を「放課後児童クラブ支援員（以下「支援員）」に改め、同条第 2 項中「指導員」を「支援員」に改める。

別表第 1 久喜市立鷺宮東コミュニティセンター学童クラブの項を次のように改める。

久喜市立東鷺宮学童クラブ	久喜市桜田 3 丁目 10 番 2	80 人
--------------	-------------------	------

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 11 月 27 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布及び児童福祉法の一部改正並びに久喜市立鷺宮東コミュニティセンター学童クラブの移転に伴い、この案を提出するものであります。